

三井住友銀行のファームバンキングサービス利用規定（国内CMS専用）（2022年6月13日改定）

1. 三井住友銀行のファームバンキングサービス（国内CMS専用）

（1）ファームバンキングサービスの内容

「三井住友銀行のファームバンキングサービス（国内CMS専用）」（以下、本サービス）とは、契約者が利用する三井住友銀行の国内CMSシステム（以下、CMSシステム）を用いた依頼に基づいて行う以下の各サービスをいうものとします。

① 契約者の口座情報の提供（以下、「取引情報サービス」という）

② 振込依頼明細または納付依頼明細等の一括受付およびその明細に基づく振込・納付手続（以下「データ伝送サービス」という）

なお、本サービスでは、「三井住友銀行のファームバンキングサービス」の内容のうち、ご利用になれないサービスがあります。

（2）使用方法

本サービスを利用するにあたっては、CMSシステムの申込が前提となり、利用端末はCMSシステムに限りです。

また、インターネットを使った会員制の法人向け窓口「ValueDoor」（以下、「ValueDoor」といいます）を申込み、ValueDoor の管理専用ID、及び本サービスを利用させる利用者毎に利用者IDを取得しておく必要があります。データ伝送サービスご利用の場合は、承認用に、別途「ValueDoor 利用規定」に定める電子認証またはICカード認証の利用者IDを取得する必要があります。ValueDoor の利用にあたっては、ValueDoor 利用規定が適用されるものとします。

（3）依頼方法

契約者は、CMSシステムを用いて依頼を行うに際しては、CMSシステムより、当行所定の事務センター宛依頼内容を送信してください。

（4）サービス取扱時間

本サービスの取扱時間は当行所定の時間内とします。ただし、当行はこの取扱時間を契約者に事前に通知することなく変更する場合があります。

（5）契約料および取扱手数料

本サービスのご利用にあたっては、当行所定の契約料、取扱手数料、及び各々にかかる消費税が必要となります。この場合、当行は当該契約料・手数料・消費税を、普通預金規定（総合口座取引規定を含みます）または当座勘定規定にかかわらず、通帳・払戻請求書、カード、または当座小切手の提出をうけることなしに、契約者が申込書等で指定したEB手数料決済口座（以下、「EB手数料決済口座」といいます）から、当行所定の日に自動的に引落します。なお、当行は契約者に事前に通知することなく契約料、取扱手数料を変更する場合があります。また、EB手数料決済口座として指定可能な預金の種類は当行所定の種類に限るものとします。

2. 取引情報サービス

（1）取引情報サービスの内容

取引情報サービスとは、CMSシステムによる依頼に基づき、サービスご利用口座について、企業コード単位に照会結果を通知するデータベース照会により各口座情報を提供するサービスをいうものとします。

(2) 取引情報サービスの依頼

契約者は、取引情報サービスを依頼する場合、企業コード、照会種別コード等の所定事項を、CMSシステムを用いて、当行所定の当行事務センターへ送信してください。

(3) 口座情報の返信

当行がCMSシステムより照会依頼を受信した場合、当行が認識した企業コードが、申込書の企業コードと一致した場合は、当行は契約者からの依頼とみなし、上記照会に基づく口座情報を当行所定の方法で端末に返信するものとします。

(4) 返信内容の取消、訂正

契約者から照会を受けて既に当行から返信した内容について、当行が変更または取消を行った場合、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

3. データ伝送サービス

三井住友銀行の総合振込・給与（賞与）振込・個人地方税納付データ伝送サービス利用規定（以下、「データ伝送サービス利用規定」といいます）を適用します。ただし、利用規定上の契約者からの依頼とみなす手段は前記1.（2）の ValueDoor に基づき実施し、通信暗証、送信暗証、承認暗証による確認はしないものとします。

また、データ伝送依頼の確認方法は、ファクシミリによる確認連絡もしくは、当行が認めた場合に限り、前記1.（2）の ValueDoor に基づくワンタイムパスワードでの確認連絡を利用するものとし、ワンタイムパスワードを利用する場合、ファクシミリによる確認連絡は省略できるものとします。

4. 免責事項

(1) 通信手段の障害等

通信機器、専用電話回線、公衆電話回線、インターネット及びコンピュータ等の障害等当行の責によらない事由により、本サービスが利用不能となった場合または本サービスの取扱が遅延となった場合でも、これにより生じた損害について当行は責任を負いません。

(2) その他

- ① 当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、本サービスを利用したことについては、契約者が一切の責任を負うものとし、当行は責任を負いません。なお、当行の責めに帰すべき事由がある場合における当行の損害賠償責任は、純粹に当該事由に起因して現実に発生した直接損害に限り、当行はいかなる場合であっても、逸失利益、間接損害、特別損害、その他契約者に生じる一切の損害について損害賠償等の責任を負いません。
- ② 本規定の他の条項に関わらず、災害、事変、裁判所等公的機関の措置、通信業者やその他の第三者のあらゆる誤った取扱等、当行の責めに帰さない事由によって、当行が本サービスの提供を行わなかった場合、もしくは誤って提供した場合には、そのために生じた損害について、当行は責任を負いません。
- ③ 契約者が本サービスをCMSシステムで利用しなかったことによって生じた損害について、当行は責任を負いません。

5. 届出事項の変更

(1) 届出事項の変更

申込書による届出事項に変更がある場合、契約者は、直ちに当行所定の書面により取引店宛に届け出るものとします。契約者が届出を怠ったことにより生じた損害について、当行は責任を負いません。

(2) 変更事項の届出がない場合の取扱

当行に届出の住所に宛て通知・照会・確認を発信、発送し、または送付書類を発送した場合には、これらが延着し、または到着しなかったときでも通常到着すべきときに到着したものとみなします。

6. 解約等

(1) 都合解約

本利用契約は当事者の一方の都合で、通知によりいつでも解約することができます。なお、契約者からの解約の通知は当行所定の方法によるものとします。

なお、本利用契約解約時、別途契約者と結んだ国内CMSに関連する特約についても契約者からの個別通知がない場合でも解約されたものとみなします。

(2) 解約の効力

当行からの解約の効力は、契約者に通知が到着し、かつ当行所定の解約処理が完了した時点より発生するものとします。当行が解約通知を届出の住所にあてて発送した場合には、これらが延着し、または到着しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。契約者からの解約の効力は、当行所定の方法により当行が解約処理を行った時点から発生するものとします。

(3) 申込代表口座、手数料決済口座、サービス利用口座、ValueDoor、CMSシステムの解約

申込代表口座、手数料決済口座、ValueDoor、CMSシステムが解約された場合には、本利用契約も解約されたものとみなします。ご利用口座が解約された場合には、当該口座にかかるサービスの利用契約の部分は解約されたものとみなします。

(4) 本サービスの利用停止

契約者に以下の各号の事由がひとつでも生じたときは、当行はいつでも、契約者に事前に通知することなく本サービスの全部または一部の利用を停止することができるものとします。

- ① 3ヶ月以上にわたり取引情報サービスの利用がない場合
- ② 契約者が当行との取引約定に違反した場合等、当行が本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合

(5) 本サービスの強制解約

契約者に以下の各号の事由がひとつでも生じたときは、当行はいつでも、契約者に事前に通知することなく、本契約を解約することができるものとします。

- ① 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
- ② 支払の停止もしくは破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始または特別清算開始その他今後施行される倒産処理法に基づく倒産手続開始の申し立てがあった場合、契約者の財産について仮差押、保全差押、差押または競売手続開始があった場合
- ③ 前記6.(5)①及び②の他、契約者の信用状態に重大な変化が生じたと当行が判断した場合
- ④ 解散その他営業活動を休止した場合
- ⑤ 前記1.(5)に定める手数料等を2ヶ月連続して支払わなかった場合
- ⑥ 申込書または本規定に定める届出(変更の届出を含みます)につき、届出または記載の懈怠があること、または記載内容に誤りがあることが判明した場合
- ⑦ 1年以上の当行が相当と認める期間、本サービスの利用がなかった場合(但し、前記1.(5)に定める手数料等を継続して支払っている場合を除きます)

(6) 本サービスの休止

当行は事前に契約者に通知することなく、本サービスの内容を休止できるものとします。そのために生じた損害について当行は責任を負いません。

(7) 解約等時の未処理

本利用契約が解約等により終了した場合には、その時まで振込等の処理が完了していない取引の依頼について、当行はその処理をする義務を負いません。

7. サービスの停止及び廃止

当行は、90日前の事前の通知（当行の電子署名を付した電子データによる通知も含むものとします。）をもって本サービスを停止し、または、廃止することができます。但し、緊急やむをえない場合、当行はこの期間を短縮できるものとします。この場合、契約者は当行に対し一切の異議を述べず、かつ本サービスの停止または廃止によって生じた損害については、債務不履行、不法行為、不当利得その他の請求の原因を問わず、その賠償の請求は行わないものとします。

8. 規定等の準用

本規定に定めのない事項については、ご利用口座にかかる各種規定、振込規定、ValueDoor 利用規定により取扱います。

9. 規定の変更等

当行は本規定の変更が必要であると判断した場合には、契約者に変更内容の通知を行うことにより、本規定の内容を変更することができるものとします。契約者は、通知された内容に同意しない場合には、通知の際に定める、1週間以上の当行が相当と認める期間内にその旨を当行に通知するものとします。当行がこの変更不同意の旨の通知を受領しない場合には、変更同意があったものとみなします。また、変更不同意の旨の通知があった場合には、当行は事前に通知することなく本利用契約を解約することができるものとします。

10. 権利・義務の譲渡・質入の禁止

契約者は、本利用契約上の権利または義務の全部または一部を他人に譲渡、質入その他の処分をしてはならないものとします。

11. 有効期間

本利用契約の当初有効期間は申込日から起算して1年間とし、契約者または当行から特に申出のない場合に限り、有効期間満了日の翌日から1年間継続されるものとし、以降も同様とします。

12. 準拠法と管轄

本規定は日本法に準拠し、日本法に基づき解釈されるものとします。本規定に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行の本店または取引店の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

以 上